

各団体代表者・事務局長 殿

一般財団法人 大分県教育会館
代表理事 宗安 勝敏

2024年度一般財団法人大分県教育会館
「教育文化助成事業」の募集について

一般財団法人大分県教育会館の標記事業を、本年度も継続事業として実施することとなりましたので、その募集についてお知らせいたします。
各団体の皆様にお知らせください。

記

- 1 応募団体は、別紙、「教育文化助成事業実施要綱」による対象団体、事業とする。
- 2 応募団体には、各団体の県本部事務局より連絡する。
各団体の県本部事務局で集約をした後、応募が複数の場合は優先順位を付けた上で教育会館事務局に届ける。
- 3 募集期間は4月22日（月）より5月31日（金）とする。総会等の日程により、遅れそうな場合は、前もって教育会館事務局に連絡する。
- 4 事業の要項等が間に合わない場合は、前年度の要項でもかまわないが、新しい要項が出来次第、差し替える。
- 5 配布依頼書類
 - ① 教育文化助成事業実施要綱
 - ② 教育文化事業助成金申請書

一般財団法人大分県教育会館 教育文化助成事業実施要綱

1 目的

一般財団法人大分県教育会館の公益事業として、県内の教育関係諸団体で教育文化事業を営む団体に対して助成を行うことを目的とする。

2 助成金交付の対象団体

本財団が助成金を交付する対象は、県内において教育文化事業を開催し、広く大分県教育の向上、発展に寄与すると認められる団体。

3 助成金交付の対象事業

- ・教育講演会、文化講演会
- ・コンサート、展覧会、映画会等の、芸術・文化事業
- ・教育研究、研究大会（全国大会、九州大会又はそれに準ずる大会）
- ・教育相談活動
- ・その他（これらに準ずる事業）

4 助成金交付の申請

助成金を受けようとする団体は、申請書及び事業の要項又は研究の概要を記した文書を本財団に提出すること。

5 助成金交付の決定

助成金の交付については、理事会内に設置した検討小委員会（選考委員会）の選考を経て代表理事が決定し、その結果を申請者に通知する。

6 実績報告書の提出

助成金の交付を受けた団体は、事業の終了後、速やかに実績報告書を提出すること。

7 その他（交付の条件等）

- ① 対象事業を変更する場合はあらかじめ届けること。
- ② 対象事業を中止した場合は助成金を返還すること。
- ③ 助成金は、その対象事業以外には使用しないこと。
- ④ 実施要項、ポスター、パンフレット、プログラム、その他関連印刷物に次の（例）に従って記載すること。

（例） 後援又はそれに類する欄に

- ・ 「一般財団法人大分県教育会館」
- ・ 「一般財団法人大分県教育会館助成事業」等

2024年 月 日

一般財団法人 大分県教育会館
代表理事 宗安 勝敏 殿

団体名

代表者

印

教育文化事業助成金申請書

下記のとおり 教育文化事業 を実施することになりましたので、
助成金を交付されますよう「事業要項」を添えて申請します。

記

- 1 実施事業名 :
- 2 開催日 :
- 3 開催場所 :
- 4 参加対象者 :
- 5 添付書類 : 「事業要項」

連絡先

担当者 職 () 氏名 ()

郵便番号 (〒 -)

住所 ()

電話番号 () - () - ()